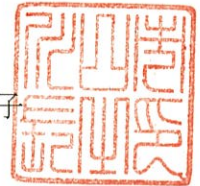


川学園発第 3 号
令和8年4月24日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 飯 塚 孝 行 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年11月27日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（心身障害福祉センターわかゆり学園）

心身障害福祉センターわかゆり学園の原材料品の受払いにおいて、原材料品の管理が、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

原材料品を発注及び使用する職員に対して、「川口市財産規則」の規定を改めて周知し、令和8年4月1日から、原材料品の発注及び使用の際には、川口市財産規則に規定されている原材料品受払簿を使用して原材料品の管理を行うように事務手続きを改めました。

